

新 旧 対 照 表

改正後	改正前
<p>大阪府難病患者等ホームヘルパー養成研修事業者指定要綱</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条～第4条 (略) (指定の要件等)</p> <p>第5条 知事は、申請者が次に掲げる要件のすべてを満たすときに限り、事業者として指定する。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>2 知事は、前項の規定にかかわらず、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項に規定する指定を行わない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 大阪府知事又は他の都道府県知事により、次のいずれかの研修事業者としての指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成18年9月29日厚生労働省告示第538号。以下「指定居宅介護等従業者基準」という。)第1条第2号から第5号に掲げる研修を実施する者として、「居宅介護従業者養成研修等について」(平成19年1月30日障発第0130001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)に基づき指定を受けた居宅介護従業者等養成研修事業者</p> <p>ハ 指定居宅介護等従業者基準第1条第16号の規定により、この基準による廃止前の「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成18年3月31日厚生労働省告示第209号。以下「旧指定居宅介護等従業者基準」という。)第3号に掲げる視覚障害者外出介護従業者養成研修、旧指定居宅介護従業者基準第4号に掲げる全身性障害者外出介護従業者養成研修又は第5号に掲げる知的障害者外出介護従業者養成研修の課程に相当する研修を実施する者として指定を受けた外出介護従業者養成研修事業者</p> <p>(5)～(9) (略)</p> <p>第6条～第17条 (略) (指定の取消し等)</p> <p>第18条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該事業者に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 次に掲げる養成研修事業に関して、それぞれ当該養成研修事業者指定要綱に基づき指定を取り消され、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止されたとき。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ (略)</p>	<p>大阪府難病患者等ホームヘルパー養成研修事業者指定要綱</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条～第4条 (略) (指定の要件等)</p> <p>第5条 知事は、申請者が次に掲げる要件のすべてを満たすときに限り、事業者として指定する。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>2 知事は、前項の規定にかかわらず、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項に規定する指定を行わない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 大阪府知事又は他の都道府県知事により、次のいずれかの研修事業者としての指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成18年9月29日厚生労働省告示第538号。以下「指定居宅介護等従業者基準」という。)第1条第2号から第4号に掲げる研修を実施する者として、「居宅介護従業者養成研修等について」(平成19年1月30日障発第0130001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)に基づき指定を受けた居宅介護従業者等養成研修事業者</p> <p>ハ 指定居宅介護等従業者基準第1条第13号の規定により、この基準による廃止前の「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成18年3月31日厚生労働省告示第209号。以下「旧指定居宅介護等従業者基準」という。)第3号に掲げる視覚障害者外出介護従業者養成研修、旧指定居宅介護従業者基準第4号に掲げる全身性障害者外出介護従業者養成研修又は第5号に掲げる知的障害者外出介護従業者養成研修の課程に相当する研修を実施する者として指定を受けた外出介護従業者養成研修事業者</p> <p>(5)～(9) (略)</p> <p>第6条～第17条 (略) (指定の取消し等)</p> <p>第18条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該事業者に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 次に掲げる養成研修事業に関して、それぞれ当該養成研修事業者指定要綱に基づき指定を取り消され、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止されたとき。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ (略)</p>

ハ (略)

ニ 移動支援従業者養成研修 大阪府移動支援従業者養成研修事業者指定要綱

ホ 同行援護従業者養成研修 大阪府同行援護従業者養成研修事業者指定要綱

(10) (略)

第6章 その他

第19条～第20条 (略)

附 則

(施行期日等)

この要綱は、平成18年11月29日から施行する。ただし、第4条から第10条まで、第13条、第16条から第18条及び第20条に掲げる規定については、平成18年12月1日以降に実施する研修から、第11条及び第15条第2項の規定については、平成19年4月1日以降に実施する研修事業から適用する。

(経過措置)

- 1 この要綱の施行において、前号のただし書きが適用されるまでの間、事業者としての指定及び休業止に必要な手続きや研修事業の実施に関する変更や実績報告の手続きについては、なお従前の例による。
- 2 平成18年12月1日以降に実施する研修事業のうち、この要綱の施行前に、旧要綱に基づく難病患者等ホームヘルパー養成研修事業者指定申請書、難病患者等ホームヘルパー養成研修事業変更承認申請書又は難病患者等ホームヘルパー養成研修事業変更届出書により、すでに知事にカリキュラムの提出を行った研修については、第8条第1項に規定する届出があったものとみなす。
- 3 第5条第2項の規定は、この要綱の施行日前にした行為によりこれらの規定に規定する刑に処せられた者若しくは処分を受けた者又は施行日前にこれらの規定に規定する行為を行った者については適用せず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

この要綱は平成19年3月1日から施行する。

(経過措置)

第5条第2項の規定は、この要綱の施行日前にした行為によりこれらの規定に規定する刑に処せられた者若しくは処分を受けた者又は施行日前にこれらの規定に規定する行為を行った者については適用せず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

ハ (略)

ニ 外出介護従業者養成研修 大阪府外出介護従業者養成研修事業者指定要綱

ホ 移動支援従業者養成研修 大阪府移動支援従業者養成研修事業者指定要綱

(10) (略)

第6章 その他

第19条～第20条 (略)

附 則

(施行期日等)

この要綱は、平成18年11月29日から施行する。ただし、第4条から第10条まで、第13条、第16条から第18条及び第20条に掲げる規定については、平成18年12月1日以降に実施する研修から、第11条及び第15条第2項の規定については、平成19年4月1日以降に実施する研修事業から適用する。

(経過措置)

- 1 この要綱の施行において、前号のただし書きが適用されるまでの間、事業者としての指定及び休業止に必要な手続きや研修事業の実施に関する変更や実績報告の手続きについては、なお従前の例による。
- 2 平成18年12月1日以降に実施する研修事業のうち、この要綱の施行前に、旧要綱に基づく難病患者等ホームヘルパー養成研修事業者指定申請書、難病患者等ホームヘルパー養成研修事業変更承認申請書又は難病患者等ホームヘルパー養成研修事業変更届出書により、すでに知事にカリキュラムの提出を行った研修については、第8条第1項に規定する届出があったものとみなす。
- 3 第5条第2項の規定は、この要綱の施行日前にした行為によりこれらの規定に規定する刑に処せられた者若しくは処分を受けた者又は施行日前にこれらの規定に規定する行為を行った者については適用せず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

この要綱は平成19年3月1日から施行する。

(経過措置)

第5条第2項の規定は、この要綱の施行日前にした行為によりこれらの規定に規定する刑に処せられた者若しくは処分を受けた者又は施行日前にこれらの規定に規定する行為を行った者については適用せず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年12月15日から施行する。

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。